



平成 22 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 プ レ ナ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 塩 井 辰 男
(コード番号：9945 東証第一部)
問 合 せ 先 経営管理室長 丸 山 俊 也
(TEL： 092-452-3678)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社を被告とする損害賠償請求訴訟に関して、平成 22 年 5 月 11 日付で東京地方裁判所による判決言い渡しがありましたが、原告である株式会社ほっかほっか亭総本部より、同判決を不服として平成 22 年 5 月 25 日付で控訴の提起がなされ、本日控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴を提起された年月日及び裁判所

- (1) 年 月 日： 平成 22 年 5 月 25 日（控訴状送達日 同年 6 月 28 日）
(2) 裁判所名： 東京高等裁判所

2. 控訴を提起した者

(1) 名 称	株式会社ほっかほっか亭総本部
(2) 所 在 地	東京都港区芝 4 丁目 5 番 10 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 青 木 達 也

3. 控訴の内容

- (1) 原判決を取り消す。
(2) 被控訴人は、控訴人に対し、23 億 2698 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

4. 一審における訴訟内容

(1) 訴訟の経緯

本訴訟は、平成 20 年 12 月 16 日付（訴状送達日は同年 12 月 27 日付）で株式会社ほっかほっか亭総本部（原告）が、過去に当社（被告）が同社との間で締結していた「ほっかほっか亭」地域本部・地区本部契約について、当社の契約違反行為等により損害を被った旨を主張し、総額 105 億 9630 万 7461 円の損害賠償及び遅延損害金を請求するものとして提起されておりましたが、東京地方裁判所は、平成 22 年 5 月 11 日付で当社の主張を全面的に認め、原告の請求を棄却する当社全面勝訴の判決を言い渡しました。

(2) 判決の内容

- ① 原告の請求を棄却する。
- ② 訴訟費用は原告の負担とする。

5. 今後の見通し

当社は、一審判決で当社の主張が全面的に認められたように、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

当社業績への影響は今のところないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上